

議事日程第4号

令和7年6月13日（金曜日） 午前10時40分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第3 議案の審議及び採決 8件

議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第36号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第38号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 財産の取得について

議案第40号 財産の取得について

議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大沢 まり子	1番 鈴木 篤志	2番 広川 大介
3番 山田 徹	5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和
7番 清水 亮太	8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸
10番 高山 由行	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴木

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 幸伸 副町長 筒井 幹次

教 育 長	奥 村 恒 也	総務部長兼 庁舎整備室長	山 田 敏 寛
企 画 部 長	岡 本 拓	民 生 部 長	中 村 治 彦
建 設 部 長	早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	高 木 雅 春
総 務 課 長	土 谷 浩 輝	企 画 課 長	荻 曾 弘 太 郎
まちづくり課長	栗谷本 真	税 務 課 長	丸 山 浩 史
住民環境課長	金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長	日 比 野 克 彦
福祉子ども課長	瀬 瀬 泰 浩	農 林 課 長	大 久 保 嘉 博
上下水道課長	木 村 公 彦	建 設 課 長	古 川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長	有 国 敦 夫	会 計 管 理 者	塚 本 政 文
生涯学習課長	渡 辺 一 直		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	日比野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記	井 上 美 佐 子
--------	---------	------------------	-----------

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、中日新聞可児通信部様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 奥村悟さん、9番 伏屋光幸さんの2名を指名いたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第41号、議案第42号を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件2件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めます。

議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億2,590万8,000円とする旨規定しています。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を規定しています。

ではまず、債務負担行為の補正について説明をいたしますので、4ページをお願いいたします。

今回、新庁舎計画地亜炭鉱充填工事を1件追加しております。

期間は令和8年度、限度額は4億円とさせていただきます。

この債務負担行為の4億円と、今回の歳出補正予算で計上しております1億円、合わせて5億円を新庁舎計画地の充填工事費として見込んでいます。

5ページをお願いいたします。

地方債の補正について説明いたします。

今回、庁舎整備事業の変更をお願いします。

補正前限度額1億8,770万円から4,720万円を増額し、2億3,490万円としております。

これは、新庁舎予定地での亜炭鉱充填工事に伴うもので、増額した地方債の内訳としましては、市町村役場機能緊急保全事業債2,900万円と緊急防災・減災事業債1,820万円を見込んでおります。

続いて、歳入歳出予算について説明いたしますので、7ページをお願いします。

まず歳入です。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は今回の財源調整になります。

目02庁舎整備基金繰入金は、新庁舎計画地の充填工事費の財源として増額しております。

款22町債は先ほど地方債補正にて説明したとおりです。

続いて歳出について説明しますので、8ページをお願いします。

款02総務費、目06庁舎整備費は、新庁舎計画地への亜炭鉱充填工事のため1億円を増額しております。

次の表、目03参議院議員選挙費34万1,000円は、法改正に伴い投票管理者などの報酬を増額するほか、投票所への移動支援のためバス等運行手数料を追加。立候補予定者の増加が見込まれることから、掲示板の区画数を増やす必要があるため、委託料を増額いたします。

次のページ、9ページには給与費明細書、10ページには債務負担行為に関する調書、11ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、お目通しください。

以上で、議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

追加議案書の4ページをお願いいたします。

自動車事故による損害に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

事故発生日時は、令和7年4月18日金曜日午前11時45分頃。

事故発生場所は可児郡御嵩町御嵩1025番地1、東側駐車場でございます。

和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、帰庁のため駐車場から公用車を移動する際、後方確認を怠り、公用車の後方を当該駐車場に駐車されていた相手方車両の右側後方に接触したものでございます。

和解条項及び損害賠償の額につきましては、町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金12万5,180円を支払うものであります。

なお、本件のほか、町、相手方には一切の債権債務関係がないことを確認することとしております。

今後は、安全確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上で議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

補正予算書の12ページということで、仮設の児童館の設計業務委託料と仮設児童館整備工事費、解体工事費というものが上がっております。

これについて、議会がこれを承認した場合、児童館は解体されて代替の仮設の児童館の建設に向かって進んでいくという流れになるかと思えます。

その場合、児童館を解体した後の休館中の子供たちの居場所というところが、いまだ不明確で、明確に町としてこういうふうにご用意するなどの方針を伺ってはおりませんので、それがどうなるのかを明確にお答えください。

議長（大沢まり子さん）

福祉子ども課長 額額泰浩さん。

福祉子ども課長（額額泰浩さん）

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

中児童館の解体後、閉館中の子供たちの居場所につきまして、いろいろと検討しましたが、以前もどこかの一定の場所をずっと借り上げて、そこを利用するということには至らなく、中児童館のイベントとか行事につきましては、中公民館等で開催をするという方向で、今、指定管理者と調整中でございます。

それ以外の通常時の子供の居場所につきましては、小学校のグラウンドや中山道みたけ館など、放課後等に利用のできる施設を随時案内させていただきたいと思っております。

これも、一度案内して終わりということではなくて、それぞれできるところから随時情報を、子供、保護者の方に提供していきたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

休館中はグラウンドとかみたけ館にいてくださいというのは、すごく悪い言い方をすれば勝手に使っていくてください状態で、町としては居場所を確保しないということのような方針に聞こえます。

議会としてこれを認めるということは、我々もそれを追認して、子供の居場所については特定、用意もせずに勝手に使ってくれ、勝手に遊んでくれというようなことの主張になってしま

うところを、私は危惧をしております。

このことについて、例えば中公民館であったりとか、中山道みたけ館というところを用意できないのかということ、る、今までもちょっと詰めてきたんですけど、それは難しいという回答ばかりで、なかなかそれが確保できないというような現状が今までの説明が続いております。これについて、私、政治の決断だと思うんですよね。首長の決断次第だと私は思います、これは。

首長が子供の居場所を大切だと言って、子供の居場所を確保する、この方針を明確に打ち出してやれば、私はできるような気がするんですけど、町長として子供の居場所というのが、切れ目ができてしまうということ、をどのように受け止めていらっしゃるのか、そして本当に確保する必要がないと思っいらっしゃるのかを明確にお答えください。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、切れ目がなく、お子さんの面倒を見る、お子さんのほうを配慮していくということは大切なことだと当然思っております。

ですので、その工事期間中のまず係る期間というのは極力少なくしていきたいと、これは当然必要になってくる部分かというふうに思っております。これは様々な工事のやり方であるとか、業者との打合せの中で進めていくことになるかと思っております。それを踏まえた上で、最低限必要だという時期について、どのようなその後対応ができるのかというのは考えていく必要はあるかというふうには思っております。

ただし、それができること、できないことというのもありますので、先ほどイベントという部分もございました。通常時の使い方という部分もございます。安全性とか防災面とかも含めて、やれる手は当然打っていくことにしてまいりますけれども、そういったことができること、できないこと、可能なこと、可能でないことということ意識しながら、しっかりと対応はしていきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

ちょっと申し上げにくいんですけど、町長は選挙に出られたときに、チェンジみたけという言葉を使って当選されてきたと私は承知しております。

このことに関して、我々は素人なので、確かに行政の事情というのがよく分かっていない部

分もあるんですけど、これって我々素人感覚からすれば、本当にどうにかできるんじゃないのというのが我々の肌感なんです。でもやっぱり行政という縦割りもありますし、そういう壁が邪魔してできていないように、私の印象には見えてしまうので、ぜひともチェンジみたくという町長、これ変えるということは本当にできないのか、最後にお聞きします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ありがとうございます。

今の御質問に対してでございますけれども、変える、変えないということではなくて、その体質的にそういうふうになっているとかではなくて、考え方として、お子さんの配慮ということについては、もう最大限やるべきだというふうに思っております。

ただ、それができること、できないことというのはあるかと思いますので、そこはしっかり探りながら、できるだけそのその間についてもやれることをしっかりやって、なるべくお子さんが不自由しない、あるいは今までのことがかなうのであれば、かなうところへしっかり進めていきたいという、この思いは当然持っておりますので、そのようなことを進めていくよう、私どもとしても指示していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

今の清水議員の質問、それから町長の御回答を踏まえた上で、私の疑問というか、確認したいことは、できることを最大限というお答えをいただきましたが、一つ明確にさせていただきたいところは、各部・課連携してというところが言葉としては入っていなかったなと思うんですね。

で、各部・課のその部長、課長というのは、その部門の仕事範囲でやるわけですが、町長こそ、そこをじゃあ、ちゃんと緊密に横の連携を取ってやっていくというところを指示できるのは町長だけだと思うので、町長の口から各部・課連携してというところが言えるのか言えないのか、御確認させていただきたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問についてでございますけれども、当然今、所管する部局といたしまして、今、児童館の所管部局ではございますけれども、先ほど言った可能性の部分であると、いろいろな施設にまたがる可能性もございます。それから利用方法もいろいろ出てくるかと思しますので、横断的に各部局をまたいで様々可能性について探った上で適切な指示を出していきたいというふうに思っております。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

休憩の動議を求めます。

議長（大沢まり子さん）

ただいま7番 清水亮太さんから休憩の動議が提出されました。

賛成の方はおられますか。

[賛成者挙手]

賛成の方がお見えになりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻はただいまのところ未定といたします。

午前11時11分 休憩

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開いたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第36号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第38号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第39号 財産の取得について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第40号 財産の取得について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

新庁舎予定地の充填工事について1つ質問をしたいと思います。

5億円ということで、大変大きな数字だと思います。

実をいいますと、この説明を受けたのが先ほどで、精読というんですか、資料も持っておりませんし、精読する時間もないということで、既に議論に入ってしまったわけなんですけど、何とかその辺、精読を読む時間がないのでお願いしたいというのが、これからの扱いについてのお願いなんですけど。

質問は次のとおりします。

5億円という金額なんですけど、最近、前4期とか前5期とか契約をしています。その数字も正直言うと、ちょっと頭がないんですよ、細かくね。

面積とかから考えると、ちょっと5億円って大きいような気がしたんです。その辺りはこれから精査をして工事契約をする。そのときに上げるよということであれば、それはそれでよろしいんですけど、何となく感覚的に、ほかのところでやっている面積との比較からすると大きい気がしたので、質問させていただきました。お願いします。

議長（大沢まり子さん）

亜炭鉱廃坑対策室長 有国敦夫さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（有国敦夫さん）

ただいまの鈴木秀和議員の御質問に御回答いたします。

感覚的にはということですが、今の旧鉱物の事業に対しまして、庁舎のところにしましては、全体的に穴の深さが深いというものがございます。ですので、若干工事費については高めになることが想定されております。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

新庁舎計画地の亜炭鉱工事についてお聞きします。

債務負担行為で令和8年度4億円、令和7年度で1億円ということで、合計5億円を上程されているわけですが、敷地全体は、全体で3.7ヘクタールということなんですけれども、充填範囲はどのようでしょうか、お聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

亜炭鉱廃坑対策室長 有国敦夫さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（有国敦夫さん）

では、ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の亜炭鉱充填事業で予定しておる対策範囲につきましては、新庁舎等整備事業で予定されております周回道路の中、新庁舎等の建築敷地内と、児童館、保育園の建築予定敷地ということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

それは分かりましたが、新庁舎が防災拠点ということで、防災というか、災害等が起きた場合については、中枢にならなければいけないわけですが、今、外周の道路はしないということにして、防災拠点となれば、進入路も、外周道路も当然必要だし、それから防災広場も避難所として当然必要なわけですが、なぜそこだけ外したのか。

当初の計画では全敷地3.7ヘクタールを予定していたようですが、それに至った理由とか、その辺りをちょっと詳しく教えてください。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

敷地以外、建物敷地以外やらないのはなぜかというような御質問だと思いますけれども、空洞の深さ、またそれによる被災の想定などを踏まえまして、費用対効果を検討し、今回、建物敷地のみ行うこととしたものですので、お願いします。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

新庁舎建設用地について、我々国会のほうへ、亜炭鉱の地下充填については、もう例年ずっと陳情してきた中で、ある意味、こういう新庁舎を造る場合の地下充填も対象ということも話をしながら、地下充填事業についてずっとお願いをしてきた経緯があります。

そういう中で、当然私どもは、私は少なくとも今日まではあの地域で地下充填事業を行うことについては、これは国策でやっていただけるものだとずっと思っていました、今日まで。まさにこの5億円が急遽必要であるという、青天のへきれきであるような感じで受けておりま

す。

実際それは必要なものである以上は、当然準備してかからなきゃいけないし、将来的に不安を残すようなことがあってもいけませんので、これはこれとしてある程度認めざるを得ないと思うんですけども、先ほど全協でちょっと説明を受けたんですけど、いまいちこの該当しないという理由がはっきり分からないんですけども、もう一度できれば説明していただきたいと思いますが。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまで国による県に出資していただきました基金事業でやってきた亜炭鉱事業ではありまされども、今回、新庁舎の敷地が対象にならないという経緯につきましては、これまでの経産省の見解では、建物が建っていない拠点施設、公共施設については該当はしないという見解を出されておりますので、今、建物が建っていない敷地に基金等を使っての事業は認められていないというのが今までの経緯であり、見解でございます。

それにつきましては、備えた事業で第1期計画地として新庁舎の敷地を予定しておりましたけれども、それを撤回といいますか、それを外したときに、議会のほうにも御説明をさせていただきましたし、係る調査費用につきましては町費で賄うということも御説明させていただいた中で、その部分も触れさせていただいたと記憶しております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和7年御嵩町議会第2回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

終始熱心に御議論、御審議いただきましてありがとうございました。

提出させていただきました議案につきましては、全て議了いただきました。深くお礼を申し上げます。

さて、この地域を含む東海地方では、いよいよ梅雨入りをしてまいりました。これからの時期は、大雨や土砂災害といった自然災害の警戒が欠かせない季節でございます。本町といたしましては、引き続き防災・減災対策の充実に注力をしてまいります。

また、地域における防災力の向上には、町民の皆様の御協力も必要不可欠でございます。行政としての備えとともに、自助・共助の視点からも、町民の皆様一人一人が日頃から防災情報に関心を持ち、避難行動の確認や、家庭での備蓄、地域での声のかけ合いなど、できることから備えて進めていただきたいというふうに思います。

来週から気温が高くなることが予想されております。熱中症にも十分留意していく必要があります。また、今後、梅雨の蒸し暑さや気温の変化により、体調を崩しやすい時期ともなります。議員各位におかれましては、どうぞ御自愛の上、ますます御健勝にて御活躍されますことを心から祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。お疲れさまでございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子さん）

これをもちまして、令和7年御嵩町議会第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時45分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 伏 屋 光 幸